

Sanren Topics No.6

外部資金獲得手当を改正します。

(令和8年度の契約分より適用され、令和9年度外部資金獲得手当に反映されます)

(解説)

岐阜大学では、令和8年度契約分から共同研究等において、「**教員共同研究等参画経費(知の価値分)**」を導入するなど、外部資金の間接経費を獲得する**研究者のインセンティブを強化**しています。
この取組の一環として、既存の**外部資金獲得手当の見直し**を図ったものです。

(今までの外部資金獲得手当の問題点)

科研費補助金の
獲得者に対して
手当が支給される
割合が少ない！

大規模な受託研究を
獲得する研究者の
インセンティブが
少ない！

大規模な研究なのに
インセンティブは
研究代表者に
しかない！

共同研究講座・
共同研究部門に
対するインセンティブ
がない！

共同研究の
教員人件費相当額
は研究費にしか
使用出来ない！

改善① 外部資金獲得手当支給細則第3条の改正

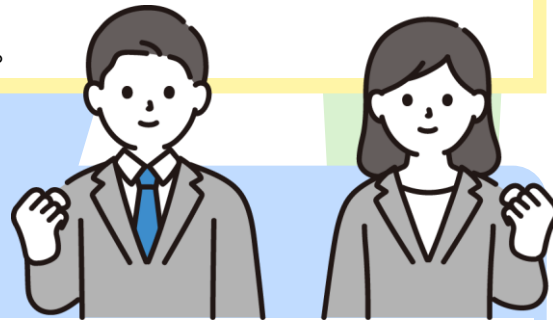
外部資金獲得手当支給細則第3条とは？

すべての外部資金間接経費獲得額の合計額の上位者から順番に、予算の範囲内で上限30万円から下限5万円を手当として支給するもの。(人社系の課題については、積算上、間接経費の獲得額を2倍にして計算することになっています)

改正の内容

本手当の対象者は大型の受託研究や共同研究の獲得者の割合が多かったため、対象から受託研究と共同研究を除き、科研費と受託事業だけになるように改正をします。

この改正により、手当の支給対象者の多くが科研費の獲得者となります。



改善②③④ 外部資金獲得手当支給細則第5条の改正

外部資金獲得手当支給細則第5条とは？

(改正前)共同研究間接経費の獲得者に対して直接経費の2%相当を手当として支給するもの

改正の内容

本手当の対象は共同研究のみで、支給額も間接経費の獲得額によらず一律2%であったため、対象を受託研究、共同研究講座等にも拡大するとともに、間接経費の獲得額に応じてインセンティブが増加する仕組みと、一定の要件(間接経費10,000千円以上獲得など)を満たす研究課題において、研究代表者に支給される手当を研究参画者に分配できる仕組みを導入します。

改善⑤ 外部資金獲得手当支給細則第6条の適用

外部資金獲得手当支給細則第6条とは？

共同研究等で計上した「教員共同研究等参画経費(知の価値分)」を自身の手当として支給するもの。

改正の内容

現在の共同研究の教員人件費相当額を「教員共同研究等参画経費(知の価値分)」として見直すことにより、計上額の50%を上限に自身の手当とすることが可能となります。

詳細資料：[外部資金獲得手当支給細則改正の概要について](https://ari.gifu-u.ac.jp/kenkyu/incentive.html) (https://ari.gifu-u.ac.jp/kenkyu/incentive.html)

ご不明な点がございましたら、以下担当までお問い合わせください。研究推進部研究資金支援課研究資金第一係 ☎ ksi-sikn1@t.gifu-u.ac.jp